

高齢者の健康を支援するための 戸別訪問

葛飾区ではこれからも地域で健康にお過ごしいただけるよう
対象の方に戸別訪問を行っています。

対象者

区内在住の77歳以上の方で以下に該当する方

- ・ 令和6年4月から令和8年1月の期間に
医療機関（歯科医院を含む）や健診の受診がない
- ・ 要支援・要介護認定を受けていない

訪問は葛飾区から委託を受けた高齢者総合相談センターの職員が行います。

高齢者総合相談センターとは??

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して暮らすために設置された
窓口のことです。介護や福祉、医療や健康、認知症のことなど、様々な
ご相談をお受けしています。



相談は無料です。お気軽にご相談ください。

